

令和5年度
6月補正予算主要事業の概要
(事業別説明資料)



目 次

(飛騨市原油価格・物価高騰緊急対策 第4弾)

新規	低所得者世帯に対する支援給付金の支給（総合福祉課）	3
新規	医療・介護・福祉施設等に対する光熱費高騰への支援 (地域包括ケア課・子育て応援課)	4
新規	粗飼料価格高騰における畜産農家への支援（畜産振興課）	5
新規	特別高圧受電事業者等に対する電力価格高騰への支援（商工課）	6

(その他)

新規	略式代執行による特定空家等の除却（総務課）	7
新規	市内での思春期健診モデルの実施に向けた準備（総合福祉課）	8
新規	子育て世帯への経済的支援（子育て応援課・市民保健課）	9
新規	市産品対中輸出産業の振興（商工課）	10

新規 低所得者世帯に対する支援給付金の支給

1 事業費 (単位：千円)	【財源内訳】	【主な使途】
53,000	国庫補助金 53,000	給付金 51,300
		委託料 1,500
(現計予算 0)		その他 200

2 事業背景・目的

全国的な電力・ガス・食料品等の価格高騰は依然として続いており、一般家庭の家計に大きな影響を及ぼしています。こうした中で、国は特に負担感が大きい低所得者世帯向けの交付金支援枠を措置し、推奨事業メニューとして住民税非課税世帯等に対する支援金給付事業を提示しました。

国の交付金により財源が全額措置されることから、国が示す方針に基づき物価高騰重点支援給付金として給付することで、低所得者世帯の家計を支援します。

3 事業概要

電力・ガス・食料品等の価格高騰の影響による低所得者世帯の家計への負担を軽減するため、経済的な緊急支援として対象1世帯あたり3万円を給付します。

【対象世帯】

(1) 住民税非課税世帯

世帯全員の令和5年度住民税均等割が非課税である世帯

(2) 家計急変世帯

住民税均等割課税世帯であるが、物価高騰の影響により予期せず家計が急変し、世帯全員のそれぞれの年間収入見込額が非課税相当水準以下と認められる世帯

【支給金額】

対象1世帯あたり一律3万円

担当課：市民福祉部総合福祉課（☎0577-73-7483） 予算書：P.14

新規 医療・介護・福祉施設等に対する光熱費高騰への支援

1 事業費 (単位：千円)	【財源内訳】	【主な使途】
35,900	国庫補助金 35,900	補助金 35,900
(現計予算 0)		

2 事業背景・目的

医療・介護・障がい福祉施設等は、国が定める報酬体系に基づいて運営されるため、原油価格・物価高騰下にあっても適正な価格転嫁ができない構造にあり、施設運営に深刻な影響が生じています。物価高騰が長期化する中でも、こうした課題を抜本的に解消するための国の動きが未だ見られない状況にあることに加え、県の支援策についても補助率の引下げや支援対象期間が縮小されるなど、依然として厳しい状況にあります。

また、同様の運営構造にある私立保育園に関しても、県による対策が給食費や通園バス利用料に対しての支援に留まるなど、総じて国・県の施策では充足していない状況にあります。

こうした事情を踏まえ、市では、昨年度に引き続き私立保育園を含む市内の医療・介護・福祉施設等における光熱費の増加影響額の全額を対象として支援することで、同施設のサービス提供体制を保持します。

3 事業概要

【支援内容】

各施設等において令和5年4月～令和5年9月までに支払った光熱費（電気・ガス・燃油）の増加影響額から県支援金分を除いた全額を支援金として交付します。

なお、国・県に合わせて9月分までを対象として予算措置し、10月以降については光熱費高騰や国・県の状況を踏まえて判断することとします。

【対象施設】

医療機関（15施設）、介護サービス（施設系6施設、グループホーム8施設、在宅系13事業所）、障がい福祉サービス（10事業所）、私立保育園（3施設） 市内全55施設



担当課：市民福祉部 地域包括ケア課（私立保育園以外）（☎0577-73-7469） 予算書：P. 14
子育て応援課（私立保育園）（☎0577-73-2458） 予算書：P. 15

新規 粗飼料価格高騰における畜産農家への支援

1 事業費 (単位：千円)	【財源内訳】	【主な用途】
36,000	国庫補助金	36,000 給付金
(現計予算 0)		36,000

2 事業背景・目的

大部分を輸入に頼る家畜用粗飼料の価格が大きく値上がりし、畜産農家の事業継続や経営に深刻な打撃を与えています。粗飼料価格は、令和3年4月から価格上昇が始まり、令和4年度第3四半期には価格高騰前と比較し約1.8倍まで上昇、その後若干の下落が見られるものの長期間に渡って畜産経営に大きな影響を及ぼしています。また、粗飼料は牛の飼育には毎日大量に給餌する必要があるにもかかわらず、配合飼料のように価格高騰時に受けられる金銭的支援制度や国・県による補助制度がありません。

こうした状況下で、酪農業や全国有数のブランド牛である「飛騨牛」の生産体制を維持することは、市内飲食小売業等の事業者を守ることも繋がることから、昨年度に引き続き市内畜産農家の粗飼料の確保を支援します。

3 事業概要

粗飼料価格高騰分の一部を支援することで、畜産農家の経営安定化を図ります。

(1) 支援内容

- ① 令和5年と令和4年の乾牧草1トンあたり輸入価格の差額15,000円の2分の1の7,500円を基礎額とし、基本給餌量に応じた金額の飼育頭数分を交付します。
- ② 畜産業振興には繁殖雌牛の増頭が必要ですが、価格高騰の影響によって思うように進まないのが実情です。中でも特に増頭を行った畜産農家への影響が大きいことから、繁殖雌牛を価格高騰前から10頭以上増頭した畜産農家に対し、増頭数分の交付金を追加交付します。

【基本給餌量に応じた金額】

牛種別	1日基本給餌量	1頭あたりの給付額/年
繁殖牛	7.00 k g	19,162.50 円
肥育牛	2.50 k g	6,843.75 円
乳用牛	10.00 k g	27,375.00 円
子牛	1.25 k g	2,437.50 円

- (2) 対象者 繁殖牛、肥育牛、乳用牛及び子牛を飼育する市内畜産農家

新規 特別高圧受電事業者等に対する電力価格高騰への支援

1 事業費 (単位：千円)	【財源内訳】	【主な使途】
16,000 (現計予算 0)	国庫補助金 16,000	交付金 16,000

2 事業背景・目的

エネルギー価格高騰が続く中で、国では電気・ガス価格激変緩和対策事業として、令和5年1月使用分から電気及び都市ガスの支援策を実施し、県においても5月補正予算において、特別高圧電力契約を行う県内の中小企業への支援を行うこととするなど、市民生活や経済活動に不可欠である電力の価格高騰に対する支援策が打ち出されています。

しかし、国・県とも大手企業を支援対象としていないため、産業取引への影響が懸念されるどころです。

こうしたことから、下請業者を含めた市内事業者の経営安定を図るため、市独自で国・県の支援が及ばない市内大手企業に対する電力価格高騰への支援を行います。

3 事業概要

①【新規】特別高圧受電事業者に対する支援（16,000千円）

特別高圧電力契約を行う市内大手企業の経営安定を図るため、高騰影響額の2分の1を支援金として給付します。なお、県では特別高圧受電支援策として、国から配分された電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の約2割を予算枠として活用していることから、市でも同様の考え方のもと予算上可能な範囲で支援するものとします。

②【拡充】事業者支援のための融資制度の見直し（現計予算で対応）

電力価格高騰の影響による大手企業からの発注量減少など、取引構造の変化によって資金繰りに影響が生じた市内事業者を支援するため、既存の中小企業経営安定資金融資制度に特例措置を設けることで、同融資制度を利用できる環境を整えます。

【新たに加える条件】

- ・直近の決算書または確定申告書における売上高の50%以上が1社であること。
- ・直近1ヶ月及び見込2ヶ月または直近3ヶ月平均の売上高が前年同月比で20%以上減少していること。

担当課：商工観光部商工課（☎0577-62-8901） 予算書：P.17

新規 略式代執行による特定空家等の除却

1 事業費 (単位：千円)	【財源内訳】	【主な使途】
13,000	県補助金 2,000 ふるさと納税 11,000	工事請負費 13,000
(現計予算 0)		

2 事業背景・目的

人口減少・高齢化により全国的に空家が増加しており、特に適正な管理が行われずに放置され、衛生や景観など周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼす空家が社会問題となっています。市内においても、そのまま放置すれば倒壊等の危険のおそれがある空家（特定空家等）として認定した物件が令和5年4月時点で7棟あり、所有者や相続人などの調査を行うとともに、所有者等に対して適正管理の実施や解体等の勧奨など、継続的な働きかけを行っているところです。

今般、2棟の特定空家等について所有者等調査の結果、全ての相続人が相続放棄したことが明らかとなったこと、また、所有者の所在や相続の状況が不明でこれ以上の進展が見込めなくなったことから、市が略式代執行による除却（解体処分）を行い、近隣住民の不安の解消や良好な生活環境の確保を図ります。

3 事業概要

特定空家等の周辺地域の住民の生命・財産を守るため、その所有者等に代わって市が当該特定空家等の除却工事を行います。なお、所有者等を特定できない状況にあることから、法令の定めにより必要となる、助言・指導、勧告、命令等の手続を行うことができないため、略式代執行の事前公告等を行った後に実施します。

【対象物件】

- (1) 河合町角川地内（河合小学校北西付近）
構造：木造2階建て
床面積：165㎡
事業費：6,000千円
- (2) 神岡町釜崎地内（神岡大橋西交差点付近）
構造：木造2階建て
床面積：109㎡
事業費：7,000千円



担当課：総務部総務課（☎0577-73-7461） 予算書：P.13

新規 市内での思春期健診モデルの実施に向けた準備

1 事業費 (単位：千円)	【財源内訳】	【主な使途】
870	ふるさと納税	870 報酬
(前年度予算 0)		

2 事業背景・目的

令和3年度に開設した地域生活安心支援センター「ふらっと」の総合相談窓口には、暮らしづらさ、生きづらさを抱えた方から様々な相談が寄せられています。大人に関する相談のうち解決が難しい事案は、心身共にバランスを崩しがちな思春期から苦しんでいるケースが多いのが実態です。本来であれば思春期時点から専門的な機関が関わりを持ち、苦しみの原因を解消できることが理想ですが、市内にはそのための専門相談や医療を受けられる場所がないことに加え、思春期のこどもたちの実態が把握できていないのが現状です。

こうしたことから、市内の思春期を迎えたこどもたちの体やこころの現状や問題を把握するための予防的アプローチ体制の構築に向け、準備・検証を行います。

3 事業概要

総合小児科・小児予防医療・精神科を専門とし、思春期を迎えたこどもに関する分野に造詣の深い阪下 和美 医師を「地域生活安心支援センターふらっと+（ふらす）」の顧問医師及び研究員として委嘱し、月2回活動いただきます。

具体的な活動として、ふらっと+所属の職員が行う障がいのある方等の家庭への巡回訪問活動に対して専門的助言をいただくとともに、同医師が令和3年から所属する厚生労働省科学研究班で実施されている「身体的・精神的・社会的に健やかな子どもの発育を促すための切れ目のない保健・医療体制提供のための研究」における「思春期健診」について、飛騨市をその研究の実証フィールドと位置付け、市内でモデル的实施をするための準備・検討を行います。

また、同様にふらっと+の活動に関わっていただく医療専門職として有識な経験ある看護師等にも協力を依頼し、必要に応じて助言いただける体制を構築します。

【 阪下 和美 医師の略歴】

国立育成医療研究センター総合医療部総合診療科医員、東京都立松沢病院精神科医員を経て、令和5年4月から須田病院・高山赤十字病院等に勤務

担当課：市民福祉部総合福祉課（☎0577-73-7483） 予算書：P.13

新規 子育て世帯への経済的支援

1 事業費（単位：千円）	【財源内訳】		【主な使途】	
12,800	県補助金	12,800	補助金	12,300
			委託料	300
（現計予算 0）			その他	200

2 事業背景・目的

岐阜県が実施した少子化に関する県民意識調査（平成30年度）によると、理想の子ども数を持ってない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎる」が約6割と最も多い結果でした。それを受け、県では令和5年度から出産を望む人が安心してその希望を実現することができるよう、子育て世帯への経済的支援の充実を図るための支援策を新たに設けました。市町村経由で対象者に対して支援金等を給付することで、子育て世帯の家計を支援します。

3 事業概要

① 高等学校就学準備等支援金の給付（6,700千円）

高校進学や就職の準備に要する経済的負担の軽減を図るため、当該年度の9月30日に市内に住所を有する中学3年生等（外国籍で中学校に就学していない同年齢の児童を含む）を対象として、その保護者等に対して対象児童1人あたり3万円の準備金を支給します。

② 第2子以降出産祝金の支給（6,100千円）

夫婦1組あたりの出生数の増加と子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、令和5年4月1日以降に出生した児童を対象として、その保護者等に対して第2子以降の出生児1人あたり10万円の祝金を支給します。



担当課：市民福祉部 子育て応援課（高等学校就学準備等支援金）（☎0577-73-2458） 予算書：P.14
 市民保健課（第2子以降出産祝金）（☎0577-73-7464） 予算書：P.14

新規 市産品対中輸出産業の振興

1 事業費 (単位：千円)	【財源内訳】	【主な使途】
300	一般財源 300	報償費 200 委託料 100
(現計予算 0)		

2 事業背景・目的

昨今の国内情勢を長期的に見ると人口減少による需要減が進み、中短期的に見ると国際情勢の変化による円安が進行し、先が見えない状況となっています。

こうした中、市では市内事業者の輸出需要を把握し、国外への販路拡大を図るため、令和4年度に輸出セミナーを開催したところ、市内事業者の輸出志向が対中華圏（香港、シンガポール、台湾等）であることを認識しました。

このことから、グローバル社会における市内事業者の存続と育成を図ることを目的として、輸出産業の拡充と飛騨市ブランドの知名度向上に繋げる取り組みを行います。

3 事業概要

① 対中輸出アドバイザー事業謝礼（200千円）

対中華圏との取引を行っている市内事業者からは、商習慣の差異や中国系業者の厳しい価格要求への対応に苦慮しているとの声が寄せられています。このため、対中輸出アドバイザーを設置し、対中華圏への輸出を希望する市内事業者に対して個別相談に応じられる体制を整えることで、事業者の育成と輸出産業の拡大を図ります。

謝礼の額 1回あたり20,000円（1事業者につき1回のみ利用可能）

② 対中輸出事業委託料（100千円）

台湾への輸出事業を含む市が行う輸出事業について、基本的な相談や必要となる調整を対中輸出アドバイザーへ委託します。



担当課：商工観光部商工課（☎0577-62-8901） 予算書：P.17